

大切なドライバーに SASスクリーニング検査を！

全ト協の助成制度をご活用ください

注目！



★SASが疑われる居眠り運転等による事故の際には疾病名の報告を！

★事故前後のSASスクリーニング検査受診状況の報告を！

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について（国土交通省）

睡眠時無呼吸症候群（SAS）が原因と疑われる事故について報告がされていない状況を鑑み、SASが疑われる事故が発生した場合、自動車事故報告書の「推定原因」に事故の原因として疑われる疾病名を明記し報告するよう改正されました。（施行日：令和4年4月1日）

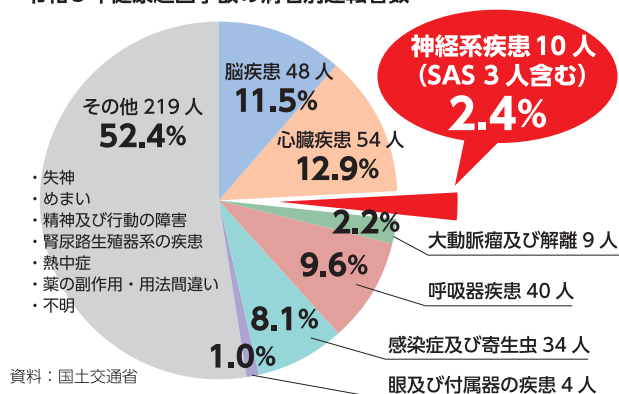
また、発生した事故とSASの因果関係を把握するため、事故前後のSASスクリーニング検査の受診状況を報告することを明示するように改正されました。（施行日：令和7年4月1日）

SASとは

睡眠中に頻繁に呼吸が止まったり、止まりかけたりする状態（睡眠呼吸障害）が繰り返されるために、質の良い睡眠が取れず、日中に強い眠気や疲労等の自覚症状を伴う病気です。

SAS患者は、居眠り運転を起こす危険性がある上、治療をせずに放置すると命にかかわる合併症（高血圧、狭心症、心筋梗塞、脳梗塞等）を引き起こすおそれもあります。これらの疾病は、**運転中の突然死にも繋がる健康起因事故の主原因**でもあります。

令和5年健康起因事故の病名別運転者数



あなたのその症状…もしかして

睡眠時無呼吸症候群（SAS）かもしれません

- ☒ 大きないびきをかく
- ☒ 息が苦しくて目が覚める
- ☒ 睡眠中に呼吸が苦しそう、呼吸が止まっていると指摘される
- ☒ 昼間に強い眠気を感じる
- ☒ 朝起きた時に頭痛、頭重感がある

※必ずしも眠気を感じるわけではないという点に注意が必要です。疲労感や倦怠感が継続するときなども、実はSASが原因となっている場合があります。



SASは簡単なスクリーニング検査で早期発見することができます。

また、SASと診断されても適切に治療すれば健康な人と同じように安全運転を続けていくことができます。**SASであることに気づかず運転業務を続けることが、最も危険な状態であり、避けるべきことです。**

SASを正しく知って、積極的に**SASスクリーニング検査を受診し**、SASの早期発見、治療を行い、健康起因事故をなくしましょう。



SASを正しく知ろう



ドライバー全員にSASスクリーニング検査を受診させましょう



公益社団法人
全日本トラック協会

SASスクリーニング検査の進め方

① 社内規定を作成しましょう

目的の明確化の周知に加え、予めルールを作成しておくことで、SAS検査後のフォローや乗務可否、治療の継続的なチェックなど、一連の対応がフェアにしかもスムーズに進展することが期待できます。



社内規定様式サンプル

【掲載項目例】

- SAS検査対象者 ●実施頻度 ●SASを理由に不平等な扱いはしない
- スクリーニング検査で要精密検査と判定された者は必ず精密検査を受け、結果を管理者に報告をする
- 治療は適正に行い、治療状況を管理者に報告する
- 検査や治療に伴う費用（または一部）を会社負担とする場合は、金額、支払い条件などを明確に示す
- 乗務可否は、専門医、産業医、管理者、運転者の意見を参考に総合的に判断する

② SASスクリーニング検査の実施

SASは自覚症状を感じにくいいため、ドライバーは全員検査を行いましょう。一度に全員の受診が難しい場合は、下記のようなリスクの高い人から優先順位を決めましょう。検査の頻度は3年に一度が目安です。また、職種変更や体重が急増したような場合にも検査を勧めます。

- 事故が多い ●ヒヤリハットが多い ●集中力が欠如している ●不規則勤務である ●長距離走行がある
- 夜間勤務がある ●高速道路を走行する勤務がある ●年齢が高い ●肥満である
- 健診結果の異常所見が多い ●頭痛がある 等

③ 検査結果を踏まえたフォローアップと運行管理

SASスクリーニング検査で「要精密検査」と判定されたドライバーに、必ず医療機関で精密検査を受診することを勧めましょう。精密検査の結果、SASと確定診断されたら治療を開始し、治療経過、治療状況をドライバーから報告を求めるなどし、記録・把握してください。また、乗務の可否については、医師と相談の上、慎重に対応しましょう。

SASスクリーニング検査助成制度のご案内

全日本トラック協会では、都道府県トラック協会を通じて、睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査受診費用に対する助成事業を行っています。

お申し込み等詳細につきましては、所属のトラック協会にお問い合わせください。



全ト協助成制度ページ

助 成 対 象 検 査	指定検査・医療機関が実施する SAS スクリーニング検査のうち、健康保険適用外である第1次検査（簡易アンケート）および第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法を用いた機器による簡易検査）
助 成 金 額	(1) 第1次検査費用の半額（上限 500 円／人） (2) 第2次検査費用の半額（上限 2,000 円／人） (3) 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は、合計費用の半額（上限 2,500 円／人）
指定「検査・医療機関」	〈全ト協指定の検査・医療機関〉 ● NPO 法人 睡眠健康研究所（電話 03-5355-9941） ● NPO 法人 ヘルスケアネットワーク（電話 06-6965-3666） ● 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター（電話 03-3359-9010） 〈都道府県ト協指定の検査・医療機関〉 ● 都道府県トラック協会にお問い合わせください。



公益社団法人

全日本トラック協会